



はい！こちら消費生活センターです

「プリペイドカードで支払わせる詐欺に注意しましょう」

Q

10日ほど前に、動画サイト閲覧の未納料金があるというメールが届き、問い合わせ先と書かれた連絡先に電話をかけたところ料金の支払いを求められた。心当たりはなかったが、支払わなければ裁判になると強い調子で迫られたので、言われるがままにコンビニでプリペイドカードを購入して、カードに記載された番号を写真に撮って相手に送ってしまった。騙されたと思う、返してほしい。
(30歳代 女性)

A

「業者にアダルトサイトのワンクリック請求や架空請求等により料金を請求され、その支払手段としてプリペイドカードの購入を指示され、要求されるままにカードに記載された番号等を伝えてしまった」といった手口の詐欺をプリカ詐欺といいます。

相手から購入を指示されるプリペイドカードはサーバ型と呼ばれ、その価値は発行会社の管理するサーバにその価値が記録されているため、カード自体に価値が記録されているものではありません。したがってその番号を伝えることは購入した価値（購入した金額分の価値）をそのまま相手に渡すのと同じことになります。

相談のケースのように相手に番号を伝えてから時間が経ってしまうと、その価値は、すでに使われてしまっていることが多く、取り戻すことは極めて困難です。

プリペイドカード番号等を教えるのはお金を払うことと同じだということを知って、絶対に番号等を教えないようにして、万が一伝えてしまった場合は時間を置かずに、すぐに相談してください。

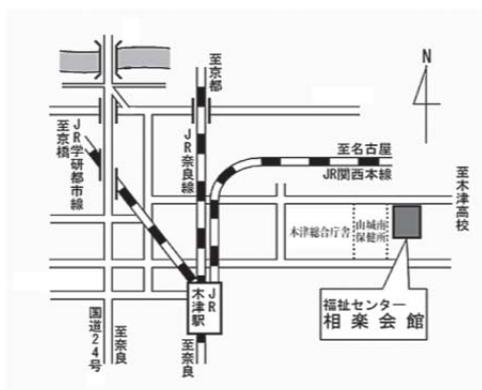
消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～午後4時
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる